

「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」修正箇所一覧表

ページ	項目	修正前（パブリック・コメント時点）	修正後（今回資料）	修正理由																																																																												
1	計画の背景・趣旨	～今後も、働き方改革等、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいかといった、保護者の視点に立った子育て支援がより一層重要となります。	【下から9行目】 ～今後も、働き方改革等、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、 <u>子どもの最善の利益を実現するために</u> 、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいかといった、保護者の視点に立った子育て支援 <u>施策に、積極的に取り組んでいくことが</u> より一層重要となります。	基本理念を実現するために、より積極的に取り組んでいくことがわかる表現に修正した。																																																																												
5	出生の状況		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>出生数</th> <th>合計特別出生率</th> <th>特別出生率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>葛飾区</td><td>3,670</td><td>1.30</td><td>1.06</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>3,622</td><td>1.28</td><td>1.08</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>3,606</td><td>1.31</td><td>1.12</td></tr> <tr><td>平成24年</td><td>3,607</td><td>1.34</td><td>1.15</td></tr> <tr><td>平成25年</td><td>3,595</td><td>1.36</td><td>1.19</td></tr> <tr><td>平成26年</td><td>3,575</td><td>1.37</td><td>1.23</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>3,573</td><td>1.38</td><td>1.24</td></tr> <tr><td>平成28年</td><td>3,507</td><td>1.36</td><td>1.21</td></tr> <tr><td>平成29年</td><td>3,450</td><td>1.34</td><td>1.20</td></tr> <tr><td>平成30年</td><td>3,420</td><td>1.34</td><td>1.19</td></tr> <tr><td>全国</td><td></td><td></td><td>1.12</td></tr> <tr><td>全国</td><td></td><td></td><td>1.39</td></tr> <tr><td>全国</td><td></td><td></td><td>1.43</td></tr> <tr><td>全国</td><td></td><td></td><td>1.42</td></tr> <tr><td>全国</td><td></td><td></td><td>1.45</td></tr> <tr><td>全国</td><td></td><td></td><td>1.44</td></tr> <tr><td>全国</td><td></td><td></td><td>1.49</td></tr> <tr><td>全国</td><td></td><td></td><td>1.42</td></tr> </tbody> </table>	区分	出生数	合計特別出生率	特別出生率	葛飾区	3,670	1.30	1.06	平成22年	3,622	1.28	1.08	平成23年	3,606	1.31	1.12	平成24年	3,607	1.34	1.15	平成25年	3,595	1.36	1.19	平成26年	3,575	1.37	1.23	平成27年	3,573	1.38	1.24	平成28年	3,507	1.36	1.21	平成29年	3,450	1.34	1.20	平成30年	3,420	1.34	1.19	全国			1.12	全国			1.39	全国			1.43	全国			1.42	全国			1.45	全国			1.44	全国			1.49	全国			1.42	平成30年の出生数及び合計特別出生率の確定値を追記した。
区分	出生数	合計特別出生率	特別出生率																																																																													
葛飾区	3,670	1.30	1.06																																																																													
平成22年	3,622	1.28	1.08																																																																													
平成23年	3,606	1.31	1.12																																																																													
平成24年	3,607	1.34	1.15																																																																													
平成25年	3,595	1.36	1.19																																																																													
平成26年	3,575	1.37	1.23																																																																													
平成27年	3,573	1.38	1.24																																																																													
平成28年	3,507	1.36	1.21																																																																													
平成29年	3,450	1.34	1.20																																																																													
平成30年	3,420	1.34	1.19																																																																													
全国			1.12																																																																													
全国			1.39																																																																													
全国			1.43																																																																													
全国			1.42																																																																													
全国			1.45																																																																													
全国			1.44																																																																													
全国			1.49																																																																													
全国			1.42																																																																													
13	基本目標	～児童相談所の設置が可能になりました。このように、子ども・子育て支援においては、学校教育・保育の提供に留まらず、さまざまな支援が求められている中で、 <u>計画の基本理念を実現するために、引き続き、基本目標を以下のように設定します。</u>	【下から10行目】 ～児童相談所の設置が可能になりました。 <u>本区においても、子ども総合センターが中心になり、子育ての現状等を踏まえて、様々な事情を有する家庭に寄り添い支援を行いながら、子どもの健やかな成長と社会的な自立を支援していきます。さらに、令和5年度を目標に児童相談所・一時保護所を設置し、子ども総合センターの機能強化を図りながら、子どもに関わる全ての機関と緊密な連携をして、児童虐待の撲滅に向けた取組等をより一層進めてまいります。</u> このように、 <u>幼児期の教育・保育の提供に留まらず、様々な支援が求められている中で、計画の基本理念を実現するためには、引き続き、「子ども・子育て支援事業計画」の基本目標に基づいて継続して事業を実施することで、更なる成果が期待できることから、「第二期子ども・子育て支援事業計画」においても、基本目標を継承し、計画に定めた事業を展開していきます。</u>	本区における取組や基本目標の設定理由を記載し、より分かりやすい表現に修正した。																																																																												

19	基本目標 1	<p>■取組の方向性 【多様な子育てニーズへの対応】 核家族化の進展や労働環境の変化等により、子育ての孤立感と負担感の増加が課題となっています。また、働き方改革等により保護者の就労形態が多様化する中で、子どもを卒園まで安心して預けられるよう保育施設が不足する地域を中心に施設整備等を行うほか、時間外保育（延長保育）や病児・病後児保育等多様な保育需要に対応します。さらに、在宅での子育て支援の充実、多様な子育て支援メニューを必要な家庭に適切に届けるための利用者支援の強化が求められています。そのため、さまざまなニーズを持つ保護者の希望に応じた子育て支援施策を提供することで、子育ての形態を選択できる社会を実現します。</p>	<p>■取組の必要性 ・核家族化の進展や労働環境の変化等により、保育需要が多様化しています。 ・在宅での子育て支援の充実、多様な子育て支援メニューを必要な家庭に適切に届けるための利用者支援の強化が求められています。</p> <p>■基本目標を達成するための方向性 【多様な子育てニーズへの対応】 ・働き方改革等により保護者の就労形態が多様化する中で、子どもを卒園まで安心して預けられるよう保育施設が不足する地域を中心に施設整備等を行うほか、時間外保育（延長保育）や病児・病後児保育等、多様な保育需要に対応します。 ・様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた子育て支援施策を提供することで、子育ての形態を選択できる社会を実現します。</p>	<p>取組の必要性と、基本目標を達成するための方向性に分け、本区における現状と、今後の方向性について記載するとともに、箇条書きにすることにより、より分かりやすい表現に修正した。</p>															
21	基本目標 1 ※（参考）基本目標 1 における新規事業一覧	(記載なし)	<p>※（参考）基本目標 1 における新規事業一覧</p> <p>「子ども・子育て支援事業計画」策定後の新たな課題への対応や地域のニーズに応えるため、「第二期子ども・子育て支援事業計画」より、以下のとおり、新規事業として位置付けました。</p> <table border="1" data-bbox="1153 1038 1733 1267"> <thead> <tr> <th>取組方針</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>13)</td> <td>ベビーシッター利用支援事業</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>14)</td> <td>育児休業取得に対する在園児の在園期限の延長</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>12)</td> <td>指導検査体制の強化</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>6)</td> <td>食材料費の保護者負担軽減</td> </tr> </tbody> </table>	取組方針	事業番号	事業名	(1)	13)	ベビーシッター利用支援事業	(1)	14)	育児休業取得に対する在園児の在園期限の延長	(3)	12)	指導検査体制の強化	(4)	6)	食材料費の保護者負担軽減	<p>各基本目標においても、本計画からの新規事業を記載することにより、現計画との違いが、より分かるような構成に修正した。</p>
取組方針	事業番号	事業名																	
(1)	13)	ベビーシッター利用支援事業																	
(1)	14)	育児休業取得に対する在園児の在園期限の延長																	
(3)	12)	指導検査体制の強化																	
(4)	6)	食材料費の保護者負担軽減																	

22	1) 認可保育所・認定こども園の設置・運営	<p>【目標事業量】</p> <p style="text-align: right;">単位:人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>計画開始時 (定員)</th> <th>令和4年度 (定員)</th> <th>令和6年度 (定員)</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区全域</td> <td>11,818</td> <td>12,967</td> <td>12,967</td> <td>1,149</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>2,759</td> <td>3,018</td> <td>3,018</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>3,582</td> <td>3,672</td> <td>3,672</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>3,323</td> <td>3,601</td> <td>3,601</td> <td>278</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>2,154</td> <td>2,676</td> <td>2,676</td> <td>522</td> </tr> </tbody> </table>	区域	計画開始時 (定員)	令和4年度 (定員)	令和6年度 (定員)	増減	区全域	11,818	12,967	12,967	1,149	東部	2,759	3,018	3,018	259	西部	3,582	3,672	3,672	90	南部	3,323	3,601	3,601	278	北部	2,154	2,676	2,676	522	<p>【目標事業量】</p> <p style="text-align: right;">単位:人</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>計画開始時 (定員)</th> <th>令和4年度 (定員)</th> <th>令和6年度 (定員)</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区全域</td> <td><u>11,822</u></td> <td><u>13,021</u></td> <td><u>13,021</u></td> <td><u>1,199</u></td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>2,759</td> <td>3,018</td> <td>3,018</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>3,582</td> <td>3,672</td> <td>3,672</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td><u>3,327</u></td> <td><u>3,655</u></td> <td><u>3,655</u></td> <td><u>328</u></td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>2,154</td> <td>2,676</td> <td>2,676</td> <td>522</td> </tr> </tbody> </table>	区域	計画開始時 (定員)	令和4年度 (定員)	令和6年度 (定員)	増減	区全域	<u>11,822</u>	<u>13,021</u>	<u>13,021</u>	<u>1,199</u>	東部	2,759	3,018	3,018	259	西部	3,582	3,672	3,672	90	南部	<u>3,327</u>	<u>3,655</u>	<u>3,655</u>	<u>328</u>	北部	2,154	2,676	2,676	522	<p>計画開始時点の定員数が、素案作成時の想定人数から変更があったため、関係箇所に必要な修正を行った。</p>
区域	計画開始時 (定員)	令和4年度 (定員)	令和6年度 (定員)	増減																																																												
区全域	11,818	12,967	12,967	1,149																																																												
東部	2,759	3,018	3,018	259																																																												
西部	3,582	3,672	3,672	90																																																												
南部	3,323	3,601	3,601	278																																																												
北部	2,154	2,676	2,676	522																																																												
区域	計画開始時 (定員)	令和4年度 (定員)	令和6年度 (定員)	増減																																																												
区全域	<u>11,822</u>	<u>13,021</u>	<u>13,021</u>	<u>1,199</u>																																																												
東部	2,759	3,018	3,018	259																																																												
西部	3,582	3,672	3,672	90																																																												
南部	<u>3,327</u>	<u>3,655</u>	<u>3,655</u>	<u>328</u>																																																												
北部	2,154	2,676	2,676	522																																																												
24	7) 時間外保育事業	<p>【目標事業量】</p> <p style="text-align: right;">単位:か所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画開始時</th> <th>令和6年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>107</td> <td>127</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>		計画開始時	令和6年度	増減	施設数	107	127	20	<p>【目標事業量】</p> <p style="text-align: right;">単位:か所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画開始時</th> <th>令和6年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td><u>106</u></td> <td>127</td> <td><u>21</u></td> </tr> </tbody> </table>		計画開始時	令和6年度	増減	施設数	<u>106</u>	127	<u>21</u>	<p>計画開始時点の事業を実施する施設数が、素案作成時の想定施設数から変更があったため、関係箇所に必要な修正を行った。</p>																																												
	計画開始時	令和6年度	増減																																																													
施設数	107	127	20																																																													
	計画開始時	令和6年度	増減																																																													
施設数	<u>106</u>	127	<u>21</u>																																																													

32	1) 保育士等の確保に向けた総合的な取組	<p>1) 保育士の確保に向けた総合的な取組</p> <p>【事業概要】 私立保育施設における保育士の確保と定着を図るため、養成校やハローワーク等と連携し就職相談会を実施するとともに、保育士資格の取得支援や保育士の宿舍借上げ支援等により保育士確保につなげます。</p> <p>【取組の方向】 保育士資格の資格取得支援や宿舍借上げ支援事業等により、保育士等の経済的負担を減らします。また、保育士等の処遇改善も積極的に進めることで人材の確保に努めます。</p>	<p>1) 保育士等の確保に向けた総合的な取組</p> <p>【事業概要】 私立保育施設における保育士の確保と定着を図るため、養成校やハローワーク等と連携し就職相談会を実施するとともに、保育士資格の取得支援や保育士の宿舍借上げ支援等により保育士確保の確保と定着につなげます。 <u>また、定期長時間預かり保育を実施する区内の私立幼稚園で働く幼稚園教諭に対して、奨学金の返済支援事業を実施し、幼稚園教諭の人材の確保と定着についても支援します。</u></p> <p>【取組の方向】 保育士資格の資格取得支援や宿舍借上げ支援事業<u>や奨学金返済支援事業等により</u>、保育士等の経済的負担を減らします。 また、保育士等の処遇改善も積極的に進めることで人材の確保に努めます。</p>	<p>令和2年度当初予算の議決が前提となるが、令和2年度から保育士と同様に、人材確保が困難な施設における幼稚園教諭を対象に、奨学金返済支援事業を行う準備を進めているため修正した。</p>
----	----------------------	--	--	---

38	基本目標 2	<p>■取組の方向性 【切れ目のないサポートの充実】 安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりは、母子の健康、とりわけ子どもの健やかな成長にとって極めて重要です。 核家族化の進展や労働環境の変化等により、母親は育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況にあります。 保護者による虐待、母親の育児ストレスによる産後うつ等に対し、早期発見・予防・支援することが重要です。 特定不妊治療費の助成による妊娠前の支援から、妊娠初期の個別面接、妊婦及び乳幼児に対する健康診査、妊娠中期から悩みや不安等を相談できる環境を整えるとともに、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への全戸訪問等、妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実を図っていきます。さらに、さまざまな悩みを持つ本人や家族等を対象とした相談窓口において、ひきこもりや人間関係・仕事・孤独・将来への不安等の相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。 また、乳幼児期は疾病に罹患しやすい時期でもあるため、感染症や、むし歯の予防、アレルギー性疾患への対応にも取り組んでいきます。 妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のないサポートを充実することで、親と子の心身の健康の増進を支援していきます。</p>	<p>■取組の必要性 ・母子の健康や子どもの健やかな成長には、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりが求められています。 ・核家族化の進展や労働環境の変化等により、母親は育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況にあり、その解消が求められています。 ・保護者による虐待、母親の育児ストレスによる産後うつ等に対し、早期発見・予防・支援することが求められています。 ・子どもが成長していく過程で、誰もが様々な困難を有する可能性があり、時には、子どもや家族だけでは解決できない問題に直面することもあるため、必要な相談を受け関係機関と連携して適切な支援を行うことが求められています。</p> <p>■基本目標を達成するための方向性 【切れ目のないサポートの充実】 ・特定不妊治療費の助成による妊娠前の支援から、妊娠初期の個別面接、妊婦及び乳幼児に対する健康診査、妊娠中期から悩みや不安等を相談できる環境を整えるとともに、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への全戸訪問等、妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実を図っていきます。 ・乳幼児期は疾病に罹患しやすい時期でもあるため、感染症や、むし歯の予防、アレルギー性疾患への対応に取り組めます。 ・妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のないサポートを充実することで、親と子の心身の健康の増進を支援します。</p>	<p>取組の必要性と、基本目標を達成するための方向性に分け、本区における現状と、今後の方向性について記載するとともに、箇条書きにすることにより、より分かりやすい表現に修正した。</p>															
39	基本目標 2 ※（参考）基本目標 2 における新規事業一覧	(記載なし)	<p>※（参考）基本目標 2 における新規事業一覧</p> <p>「子ども・子育て支援事業計画」策定後の新たな課題への対応や地域のニーズに応えるため、「第二期子ども・子育て支援事業計画」より、以下のとおり、新規事業として位置付けました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組方針</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>21)</td> <td>産後ケア体制の整備</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>22)</td> <td>新生児聴覚検査助成</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>7)</td> <td>ゆりかご教師</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>8)</td> <td>若者支援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	取組方針	事業番号	事業名	(1)	21)	産後ケア体制の整備	(1)	22)	新生児聴覚検査助成	(2)	7)	ゆりかご教師	(2)	8)	若者支援体制の整備	<p>各基本目標においても、本計画からの新規事業を記載することにより、現計画との違いが、より分かるような構成に修正した。</p>
取組方針	事業番号	事業名																	
(1)	21)	産後ケア体制の整備																	
(1)	22)	新生児聴覚検査助成																	
(2)	7)	ゆりかご教師																	
(2)	8)	若者支援体制の整備																	

50	基本目標3	<p>■取組の方向性 【仕事と生活の調和の実現】 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」には、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すとしています。</p> <p>こうした社会の実現には、教育・保育・子育て支援サービスの量的拡大を図る一方で、働き方を見直すための意識改革を社会全体で取り組んでいく必要があります。安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりは、母子の健康、とりわけ子どもの健やかな成長にとって極めて重要です。</p> <p>本区では、充実した豊かな暮らしを支えるために、企業によるワーク・ライフ・バランスへの取組に対する情報提供等による支援や男性の家事・育児参画促進に向けた意識啓発等に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、区内最大規模の事業所である「葛飾区役所」では、特定事業主行動計画として「葛飾区職員仕事・子育て活いき計画」を策定し、「仕事と生活の調和」を引き続き、推進していきます。</p>	<p>■取組の必要性</p> <p>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指しています。</p> <p>・こうした社会の実現には、教育・保育・子育て支援サービスの量的拡大を図る一方で、働き方を見直すための意識改革を社会全体で取り組んでいくことが求められています。</p> <p>・母子の健康や子どもの健やかな成長には、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりが求められています。</p> <p>■基本目標を達成するための方向性</p> <p>【仕事と生活の調和の実現】</p> <p>・充実した豊かな暮らしを支えるために、企業によるワーク・ライフ・バランスへの取組に対する情報提供等による支援や男性の家事・育児参画促進に向けた意識啓発等に引き続き取り組みます。</p> <p>・区内最大規模の事業所である「葛飾区役所」では、特定事業主行動計画として「葛飾区職員仕事・子育て活いき計画」を策定し、「仕事と生活の調和」を引き続き推進します。</p>	<p>取組の必要性和、基本目標を達成するための方向性に分け、本区における現状と、今後の方向性について記載するとともに、箇条書きにすることにより、より分かりやすい表現に修正した。</p>
----	-------	---	---	--

54	基本目標 4	<p>■取組の方向性 【安全・安心が保たれるまちづくり】 子育て家庭が安心して外出し、のびのびと活動できる環境づくりを推進することは、子どもの育成にとって重要な視点です。公共施設でのおむつ替えや授乳ができるスペースの増設や安全で快適な歩道の整備、乳幼児に配慮した公園づくり等、子どもや子育てに配慮した生活環境の整備を行っていきます。加えて、さまざまな事情を有する子どもが家庭や学校以外でも安心して過ごすことができる場を提供し、健やかな成長と社会的な自立を支援していきます。</p> <p>また、子育て中の親にとって、子どもを狙った犯罪が後を絶たない状況であることが大きな不安要因のひとつとなっています。安全・安心情報メールを活用して区内の犯罪情報等をいち早く届けるとともに、学校や自治町会、警察等と連携し、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組を強化していきます。</p> <p>これからも、子どもの安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよい環境をつくるために、区・保護者・地域が協働でまちづくりを進めていきます。</p>	<p>■取組の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭が安心して外出し、のびのびと活動できる環境を整備することが求められています。 ・子どもを狙った犯罪が後を絶たない状況であることから、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組が求められています。 ・様々な事情を有する子どもが、家庭や学校以外でも安心して過ごすことのできる場を提供し、健やかな成長と社会的な自立を支援することが求められています。 <p>■基本目標を達成するための方向性</p> <p>【安全・安心が保たれるまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設でのおむつ替えや授乳ができるスペースの増設や安全で快適な歩道の整備、乳幼児に配慮した公園づくり等、子どもや子育てに配慮した生活環境の整備を行います。 ・安全・安心情報メールを活用して区内の犯罪情報等をいち早く届けるとともに、学校や自治町会、警察等と連携し、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組を強化します。 ・子どもの安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよい環境をつくるために、区・保護者・地域が協働でまちづくりを進めていきます。 <p>【様々な事情を有する子どもの居場所づくりと支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の拠点施設である子ども未来プラザ等で、子どもの置かれた状況を把握し寄り添いながら、子どもの自己肯定感を高められるような支援を推進していきます。 	<p>取組の必要性と、基本目標を達成するための方向性に分け、本区における現状と、今後の方向性について記載するとともに、箇条書きにすることにより、より分かりやすい表現に修正した。</p>												
55	基本目標 4 ※（参考）基本目標 4 における新規事業一覧	(記載なし)	<p>※（参考）基本目標 4 における新規事業一覧</p> <p>「子ども・子育て支援事業計画」第2期の新たな課題への対応や地域のニーズに応えるため、 「第2期子ども・子育て支援事業計画」より、以下のとおり、新規事業として位置付けました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組方針</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>7)</td> <td>かつしか子ども応援事業</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>6)</td> <td>公共施設の不適合ブロック壁等の撤去・改修</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>7)</td> <td>妊産婦・乳幼児が安心して産婦生活を送ることが出来る仕組みづくり</td> </tr> </tbody> </table>	取組方針	事業番号	事業名	(1)	7)	かつしか子ども応援事業	(2)	6)	公共施設の不適合ブロック壁等の撤去・改修	(2)	7)	妊産婦・乳幼児が安心して産婦生活を送ることが出来る仕組みづくり	<p>各基本目標においても、本計画からの新規事業を記載することにより、現計画との違いが、より分かるような構成に修正した。</p>
取組方針	事業番号	事業名														
(1)	7)	かつしか子ども応援事業														
(2)	6)	公共施設の不適合ブロック壁等の撤去・改修														
(2)	7)	妊産婦・乳幼児が安心して産婦生活を送ることが出来る仕組みづくり														

60	基本目標5	<p>■取組の方向性 【子どもの確かな学力・体力向上】 子どもの成長は、乳幼児期から学齢期まで常に連続しています。家庭から幼稚園や保育所等、さらに学校教育までを見据え、発達段階に応じた円滑な接続を図る必要があります。</p> <p>学校においては、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む、質の高い学校教育を推進するため、主体的に学習に取り組み、「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」が実感できるよう、授業の充実を図るとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を目指し、取組を進めていきます。また、近年急増している外国籍の子どもに対しても学習理解や日本の生活習慣の習得ができるよう、支援していきます。</p> <p>【地域による子どもの育ち支援】 学齢期にある子どもにおいては、基本的な生活習慣や社会的なマナーを身に付ける時期であり、子ども自身の成長のために、身近な地域の人々や異年齢の子どもたちと交流する機会や場を提供することが重要です。</p> <p>学校やPTAをはじめとした地域の人々の力を結集して、青少年の健全育成や放課後の居場所づくりに取り組みとともに、地域資源を活用した部活動の推進や職場体験、スポーツや読書に慣れ親しむ取組を進めていきます。</p> <p>こうした取組により、学校・家庭・地域が連携・協働で地域社会の中で子どもの成長を支えていきます。</p>	<p>■取組の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長は、乳幼児期から学齢期まで常に連続しており、家庭から幼稚園や保育所等、さらに学校教育までを見据え、発達段階に応じた円滑な接続を図ることが求められております。 ・国際化の進展に伴い、外国籍の子どもが増加しており、その支援が求められております。 ・学齢期にある子どもは、基本的な生活習慣や社会的なマナーを身に付ける時期であり、子ども自身の成長のために、身近な地域の人々や異年齢の子どもたちと交流する機会や場を提供することが求められています。 ・社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する子どもの自立と健やかな育成を図ることが求められています。 <p>■基本目標を達成するための方向性 【子どもの確かな学力・体力向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校では、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む、質の高い学校教育を推進するため、主体的に学習に取り組み、「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」が実感できるよう、授業の充実を図るとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を目指し、取組を進めていきます。 ・外国籍の子どもに対して学習理解や日本の生活習慣の習得ができるよう支援していきます。 <p>【地域による子どもの育ち支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校やPTAをはじめとした地域の人々の力を結集して、青少年の健全育成や放課後の居場所づくりに取り組みとともに、地域資源を活用した部活動の推進や職場体験、スポーツや読書に慣れ親しむ取組を進めていきます。 ・様々な困難や事情を有する子どもの支援を行う地域活動団体に対する活動を支援します。 ・学校・家庭・地域が連携・協働で地域社会の中で子どもの成長を支えていきます。 	<p>取組の必要性と、基本目標を達成するための方向性に分け、本区における現状と、今後の方向性について記載するとともに、箇条書きにすることにより、より分かりやすい表現に修正した。</p>
----	-------	---	---	--

62	基本目標5 ※（参考）基本目標5における新規事業一覧	(記載なし)	<p>※（参考）基本目標5における新規事業一覧</p> <p>「子ども・子育て支援事業計画」策定後の新たな課題への対応や組織の一次に対応するため、「第二期子ども・子育て支援事業計画」より、以下のとおり、新規事業として位置付けました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組方針</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>12)</td> <td>かつしがグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成）</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>13)</td> <td>日本語指導の充実</td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>14)</td> <td>学習センターの整備</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>22)</td> <td>子ども・若者活動団体支援</td> </tr> </tbody> </table>	取組方針	事業番号	事業名	(1)	12)	かつしがグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成）	(1)	13)	日本語指導の充実	(1)	14)	学習センターの整備	(2)	22)	子ども・若者活動団体支援	各基本目標においても、本計画からの新規事業を記載することにより、現計画との違いが、より分かるような構成に修正した。
取組方針	事業番号	事業名																	
(1)	12)	かつしがグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成）																	
(1)	13)	日本語指導の充実																	
(1)	14)	学習センターの整備																	
(2)	22)	子ども・若者活動団体支援																	
75	基本目標6	<p>■取組の方向性 【必要な支援が適切に届くような体制整備】 すべての子どもは、いかなる状況にあっても、等しく尊重され、健やかな育ちが保障されなければなりません。</p> <p>児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、最悪の場合、命を奪われる例もあります。虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、妊娠期から相談できる体制を整えるほか、健康診査や乳児への全戸訪問の機会を適切にとらえて早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、関係機関の連携・情報共有を図っていきます。</p> <p>また、障害のある子どもも、ない子どもも、ともに個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせることが重要です。発達に課題のある子どもを早期発見・早期支援につなげるとともに、児童発達支援センターへの通所や幼稚園・保育所への訪問を通じて支援に取り組んでいきます。</p> <p>さらに、ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難に対する支援も欠かせません。ひとり親家庭では、悩みを相談する相手が身近にいない、ひとりで生計を担うことへの不安、病気時に看護する人がいない等、日常生活においてさまざまな悩みを抱えています。自立を目指すすべてのひとり親に対して日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援等、ひとり親家庭への総合的な自立支援を図っていきます。</p> <p>このように、一人ひとりの特性が尊重され、支援を必要としている子どもや子育て家庭に必要な支援が適切に届くよう、行政や地域とつながる体制を整備していきます。</p>	<p>■取組の必要性</p> <p>・<u>すべての子どもは、いかなる状況にあっても、等しく尊重され、健やかな育ちを保障する必要があります。</u></p> <p>・<u>虐待につながりやすいハイリスクな要因がある家庭の早期発見や早期支援等の保護者支援の充実等、ライフステージに合わせた切れ目のない支援体制を構築することが求められています。</u></p> <p>・<u>障害のある子どもも、ない子どもも、ともに個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせることが求められています。</u></p> <p>・<u>ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難に対する支援が求められています。また、ひとり親家庭では、悩みを相談する相手が身近にいない、ひとりで生計を担うことへの不安、病気時に看護する人がいない等、日常生活において様々な悩みを抱えており、その解消が求められています。</u></p> <p>■基本目標を達成するための方向性 【必要な支援が適切に届くような体制整備】</p> <p>・<u>児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、最悪の場合、命を奪われる例もあります。虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、妊娠期から相談できる体制を整えるほか、健康診査や乳児への全戸訪問の機会を適切にとらえて早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、関係機関の連携・情報共有を図っていきます。</u></p> <p>・<u>発達に課題のある子どもを早期発見・早期支援につなげるとともに、児童発達支援センターへの通所や幼稚園・保育所への訪問を通じて支援に取り組んでいきます。</u></p> <p>・<u>自立を目指す全てのひとり親に対して日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援等、ひとり親家庭への総合的な自立支援を図っていきます。</u></p> <p>・<u>一人一人の特性が尊重され、支援を必要としている子どもや子育て家庭に必要な支援が適切に届くよう、行政や地域とつながる体制を整備していきます。</u></p>	取組の必要性と、基本目標を達成するための方向性に分け、本区における現状と、今後の方向性について記載するとともに、箇条書きにすることにより、より分かりやすい表現に修正した。															

76	基本目標6 ※(参考)基本目標6における新規事業一覧	(記載なし)	<p>※(参考)基本目標6における新規事業一覧</p> <p>「子ども・子育て支援事業計画」策定後の新たな課題への対応や地域のニーズに応えるため、 「第二期子ども・子育て支援事業計画」より、以下のとおり、新規事業として位置付けました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組方針</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>9)</td> <td>児童相談所の設置</td> </tr> </tbody> </table>	取組方針	事業番号	事業名	(1)	9)	児童相談所の設置	各基本目標においても、本計画からの新規事業を記載することにより、現計画との違いが、より分かるような構成に修正した。
取組方針	事業番号	事業名								
(1)	9)	児童相談所の設置								

89	(2) 教育・保育の確保方策の概要	<p>(2) 教育・保育の確保方策の概要</p> <p>葛飾区では、年間を通じて利用しやすい保育環境を実現するため、教育・保育施設を令和6年度までに1,149人分、地域型保育事業においては55人分の定員を確保します。</p> <p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確保方策(定員)</th> <th>区域</th> <th>計画開始年</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1 教育・保育施設 (保育所、認定こども園)</td> <td>区全域</td> <td>11,818</td> <td>12,231</td> <td>12,753</td> <td>12,967</td> <td>12,967</td> <td>12,967</td> <td>1,149</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>2,759</td> <td>2,886</td> <td>3,018</td> <td>3,018</td> <td>3,018</td> <td>3,018</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>3,582</td> <td>3,582</td> <td>3,582</td> <td>3,672</td> <td>3,672</td> <td>3,672</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>3,323</td> <td>3,467</td> <td>3,537</td> <td>3,601</td> <td>3,601</td> <td>3,601</td> <td>278</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>2,154</td> <td>2,296</td> <td>2,616</td> <td>2,676</td> <td>2,676</td> <td>2,676</td> <td>522</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2 地域型保育事業 (小規模保育事業、家庭型保育事業等)</td> <td>区全域</td> <td>370</td> <td>388</td> <td>407</td> <td>425</td> <td>425</td> <td>425</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>3</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>155</td> <td>155</td> <td>155</td> <td>173</td> <td>173</td> <td>173</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>152</td> <td>152</td> <td>171</td> <td>171</td> <td>171</td> <td>171</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">3 その他(認定保育所)</td> <td>区全域</td> <td>289</td> <td>289</td> <td>289</td> <td>289</td> <td>289</td> <td>289</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>178</td> <td>178</td> <td>178</td> <td>178</td> <td>178</td> <td>178</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>区全域</td> <td>12,477</td> <td>12,908</td> <td>13,449</td> <td>13,681</td> <td>13,681</td> <td>13,681</td> <td>1,204</td> </tr> <tr> <td>整備率 (0~5歳人口/定員)</td> <td></td> <td>57%</td> <td>57%</td> <td>60%</td> <td>61%</td> <td>62%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	確保方策(定員)	区域	計画開始年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減	1 教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	区全域	11,818	12,231	12,753	12,967	12,967	12,967	1,149	東部	2,759	2,886	3,018	3,018	3,018	3,018	259	西部	3,582	3,582	3,582	3,672	3,672	3,672	90	南部	3,323	3,467	3,537	3,601	3,601	3,601	278	北部	2,154	2,296	2,616	2,676	2,676	2,676	522	2 地域型保育事業 (小規模保育事業、家庭型保育事業等)	区全域	370	388	407	425	425	425	55	東部	3	21	21	21	21	21	18	西部	155	155	155	173	173	173	18	南部	152	152	171	171	171	171	19	北部	60	60	60	60	60	60	0	3 その他(認定保育所)	区全域	289	289	289	289	289	289	0	東部	30	30	30	30	30	30	0	西部	178	178	178	178	178	178	0	南部	81	81	81	81	81	81	0	北部	0	0	0	0	0	0	0	合計	区全域	12,477	12,908	13,449	13,681	13,681	13,681	1,204	整備率 (0~5歳人口/定員)		57%	57%	60%	61%	62%			<p>(2) 教育・保育の確保方策の概要</p> <p>葛飾区では、年間を通じて利用しやすい保育環境を実現するため、教育・保育施設を令和6年度までに1,199人分、地域型保育事業においては55人分の定員を確保します。</p> <p style="text-align: right;">単位：人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確保方策(定員)</th> <th>区域</th> <th>計画開始年</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1 教育・保育施設 (保育所、認定こども園)</td> <td>区全域</td> <td>11,822</td> <td>12,235</td> <td>12,807</td> <td>13,021</td> <td>13,021</td> <td>13,021</td> <td>1,199</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>2,759</td> <td>2,886</td> <td>3,018</td> <td>3,018</td> <td>3,018</td> <td>3,018</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>3,582</td> <td>3,582</td> <td>3,582</td> <td>3,672</td> <td>3,672</td> <td>3,672</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>3,327</td> <td>3,471</td> <td>3,591</td> <td>3,655</td> <td>3,655</td> <td>3,655</td> <td>328</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>2,154</td> <td>2,296</td> <td>2,616</td> <td>2,676</td> <td>2,676</td> <td>2,676</td> <td>522</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2 地域型保育事業 (小規模保育事業、家庭型保育事業等)</td> <td>区全域</td> <td>369</td> <td>387</td> <td>406</td> <td>424</td> <td>424</td> <td>424</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>3</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>154</td> <td>154</td> <td>154</td> <td>172</td> <td>172</td> <td>172</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>152</td> <td>152</td> <td>171</td> <td>171</td> <td>171</td> <td>171</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">3 その他(認定保育所)</td> <td>区全域</td> <td>289</td> <td>289</td> <td>289</td> <td>289</td> <td>289</td> <td>289</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>東部</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>178</td> <td>178</td> <td>178</td> <td>178</td> <td>178</td> <td>178</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北部</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>区全域</td> <td>12,480</td> <td>12,911</td> <td>13,502</td> <td>13,734</td> <td>13,734</td> <td>13,734</td> <td>1,254</td> </tr> <tr> <td>整備率 (0~5歳人口/定員)</td> <td></td> <td>57%</td> <td>57%</td> <td>60%</td> <td>61%</td> <td>62%</td> <td>63%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	確保方策(定員)	区域	計画開始年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減	1 教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	区全域	11,822	12,235	12,807	13,021	13,021	13,021	1,199	東部	2,759	2,886	3,018	3,018	3,018	3,018	259	西部	3,582	3,582	3,582	3,672	3,672	3,672	90	南部	3,327	3,471	3,591	3,655	3,655	3,655	328	北部	2,154	2,296	2,616	2,676	2,676	2,676	522	2 地域型保育事業 (小規模保育事業、家庭型保育事業等)	区全域	369	387	406	424	424	424	55	東部	3	21	21	21	21	21	18	西部	154	154	154	172	172	172	18	南部	152	152	171	171	171	171	19	北部	60	60	60	60	60	60	0	3 その他(認定保育所)	区全域	289	289	289	289	289	289	0	東部	30	30	30	30	30	30	0	西部	178	178	178	178	178	178	0	南部	81	81	81	81	81	81	0	北部	0	0	0	0	0	0	0	合計	区全域	12,480	12,911	13,502	13,734	13,734	13,734	1,254	整備率 (0~5歳人口/定員)		57%	57%	60%	61%	62%	63%		計画開始時点の定員数が、素案作成時の想定人数から変更があったため、関係箇所に必要な修正を行った。
確保方策(定員)	区域	計画開始年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1 教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	区全域	11,818	12,231	12,753	12,967	12,967	12,967	1,149																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	東部	2,759	2,886	3,018	3,018	3,018	3,018	259																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	西部	3,582	3,582	3,582	3,672	3,672	3,672	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	南部	3,323	3,467	3,537	3,601	3,601	3,601	278																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	北部	2,154	2,296	2,616	2,676	2,676	2,676	522																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2 地域型保育事業 (小規模保育事業、家庭型保育事業等)	区全域	370	388	407	425	425	425	55																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	東部	3	21	21	21	21	21	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	西部	155	155	155	173	173	173	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	南部	152	152	171	171	171	171	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	北部	60	60	60	60	60	60	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3 その他(認定保育所)	区全域	289	289	289	289	289	289	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	東部	30	30	30	30	30	30	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	西部	178	178	178	178	178	178	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	南部	81	81	81	81	81	81	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	北部	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
合計	区全域	12,477	12,908	13,449	13,681	13,681	13,681	1,204																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
整備率 (0~5歳人口/定員)		57%	57%	60%	61%	62%																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
確保方策(定員)	区域	計画開始年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1 教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	区全域	11,822	12,235	12,807	13,021	13,021	13,021	1,199																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	東部	2,759	2,886	3,018	3,018	3,018	3,018	259																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	西部	3,582	3,582	3,582	3,672	3,672	3,672	90																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	南部	3,327	3,471	3,591	3,655	3,655	3,655	328																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	北部	2,154	2,296	2,616	2,676	2,676	2,676	522																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2 地域型保育事業 (小規模保育事業、家庭型保育事業等)	区全域	369	387	406	424	424	424	55																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	東部	3	21	21	21	21	21	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	西部	154	154	154	172	172	172	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	南部	152	152	171	171	171	171	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	北部	60	60	60	60	60	60	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3 その他(認定保育所)	区全域	289	289	289	289	289	289	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	東部	30	30	30	30	30	30	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	西部	178	178	178	178	178	178	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	南部	81	81	81	81	81	81	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	北部	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
合計	区全域	12,480	12,911	13,502	13,734	13,734	13,734	1,254																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
整備率 (0~5歳人口/定員)		57%	57%	60%	61%	62%	63%																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

90
~
91

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策【区全域】

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策【区全域】

単位：人

令和12年度	支給決定区分	第1号		第2号		第3号	
		第3歳未満				1・2歳 0歳	
年齢		第3歳以上				第3歳未満	
区分		教育		保育			
量の見込み		4,914	615	5,746	4,304	1,285	
量の見込み		4,929		11,285			
確保 方策	教育・保育施設	1,379	7,224	3,914	1,093		
	地域型保育事業				310	78	
	その他	5,145	76	170	43		
確保合計		6,524		7,300		4,394 1,214	
						12,008	

令和13年度	支給決定区分	第1号		第2号		第3号	
		第3歳未満				1・2歳 0歳	
年齢		第3歳以上				第3歳未満	
区分		教育		保育			
量の見込み		4,462	636	5,967	4,583	1,297	
量の見込み		5,098		11,817			
確保 方策	教育・保育施設	1,379	7,524	4,112	1,117		
	地域型保育事業			326	81		
	その他	5,145	76	170	43		
確保合計		6,524		7,600		4,608 1,241	
						13,419	

令和14年度	支給決定区分	第1号		第2号		第3号	
		第3歳未満				1・2歳 0歳	
年齢		第3歳以上				第3歳未満	
区分		教育		保育			
量の見込み		4,370	623	5,852	4,677	1,238	
量の見込み		4,993		11,767			
確保 方策	教育・保育施設	1,379	7,630	4,197	1,140		
	地域型保育事業			338	87		
	その他	5,145	76	170	43		
確保合計		6,524		7,706		4,705 1,270	
						13,681	

令和15年度	支給決定区分	第1号		第2号		第3号	
		第3歳未満				1・2歳 0歳	
年齢		第3歳以上				第3歳未満	
区分		教育		保育			
量の見込み		4,360	621	5,840	4,569	1,241	
量の見込み		4,981		11,650			
確保 方策	教育・保育施設	1,379	7,630	4,197	1,140		
	地域型保育事業			338	87		
	その他	5,145	76	170	43		
確保合計		6,524		7,706		4,705 1,270	
						13,681	

令和16年度	支給決定区分	第1号		第2号		第3号	
		第3歳未満				1・2歳 0歳	
年齢		第3歳以上				第3歳未満	
区分		教育		保育			
量の見込み		4,394	626	5,882	4,468	1,244	
量の見込み		5,020		11,594			
確保 方策	教育・保育施設	1,379	7,630	4,197	1,140		
	地域型保育事業			338	87		
	その他	5,145	76	170	43		
確保合計		6,524		7,706		4,705 1,270	
						13,681	

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策【区全域】

単位：人

令和12年度	支給決定区分	第1号		第2号		第3号	
		第3歳未満				1・2歳 0歳	
年齢		第3歳以上				第3歳未満	
区分		教育		保育			
量の見込み		4,914	615	5,746	4,304	1,285	
量の見込み		4,929		11,285			
確保 方策	教育・保育施設	1,754	7,254	3,894	1,087		
	地域型保育事業				310	77	
	その他	4,740	76	170	43		
確保合計		6,494		7,330		4,374 1,207	
						12,911	

令和13年度	支給決定区分	第1号		第2号		第3号	
		第3歳未満				1・2歳 0歳	
年齢		第3歳以上				第3歳未満	
区分		教育		保育			
量の見込み		4,462	636	5,967	4,583	1,297	
量の見込み		5,098		11,817			
確保 方策	教育・保育施設	1,754	7,581	4,109	1,117		
	地域型保育事業			326	80		
	その他	4,740	76	170	43		
確保合計		6,494		7,657		4,605 1,240	
						13,502	

令和14年度	支給決定区分	第1号		第2号		第3号	
		第3歳未満				1・2歳 0歳	
年齢		第3歳以上				第3歳未満	
区分		教育		保育			
量の見込み		4,370	623	5,852	4,677	1,238	
量の見込み		4,993		11,767			
確保 方策	教育・保育施設	1,754	7,687	4,194	1,140		
	地域型保育事業			338	86		
	その他	4,740	76	170	43		
確保合計		6,494		7,763		4,702 1,269	
						13,734	

令和15年度	支給決定区分	第1号		第2号		第3号	
		第3歳未満				1・2歳 0歳	
年齢		第3歳以上				第3歳未満	
区分		教育		保育			
量の見込み		4,360	621	5,840	4,569	1,241	
量の見込み		4,981		11,650			
確保 方策	教育・保育施設	1,754	7,687	4,194	1,140		
	地域型保育事業			338	86		
	その他	4,740	76	170	43		
確保合計		6,494		7,763		4,702 1,269	
						13,734	

令和16年度	支給決定区分	第1号		第2号		第3号	
		第3歳未満				1・2歳 0歳	
年齢		第3歳以上				第3歳未満	
区分		教育		保育			
量の見込み		4,394	626	5,882	4,468	1,244	
量の見込み		5,020		11,594			
確保 方策	教育・保育施設	1,754	7,687	4,194	1,140		
	地域型保育事業			338	86		
	その他	4,740	76	170	43		
確保合計		6,494		7,763		4,702 1,269	
						13,734	

計画開始時点において、定員数が素案作成時の想定人数から変更、及び新制度に移行する幼稚園の増加や幼稚園の認定こども園の移行による確保方策の内訳変更があったため、関係箇所に必要な修正を行った。

92
~
93

(4) 教育利用に係る量の見込みと確保方策

(4) 教育利用に係る量の見込みと確保方策

単位：人

令和2年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年齢	満3歳以上	4,314	615
	量の見込み	4,929		
確保 方策	教育・保育施設	1,379		
	その他	5,145		
確保合計		6,524		

令和3年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年齢	満3歳以上	4,402	636
	量の見込み	5,068		
確保 方策	教育・保育施設	1,379		
	その他	5,145		
確保合計		6,524		

令和4年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年齢	満3歳以上	4,370	623
	量の見込み	4,933		
確保 方策	教育・保育施設	1,379		
	その他	5,145		
確保合計		6,524		

令和5年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年齢	満3歳以上	4,360	621
	量の見込み	4,981		
確保 方策	教育・保育施設	1,379		
	その他	5,145		
確保合計		6,524		

令和6年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年齢	満3歳以上	4,394	626
	量の見込み	5,020		
確保 方策	教育・保育施設	1,379		
	その他	5,145		
確保合計		6,524		

※「確保方策」における「教育・保育施設（認定こども園・新制度に移行する幼稚園）」と「その他（幼稚園）」の確保数は、令和元年度当初見込みであり、計画期間内でそれぞれの数値は変動する可能性がある。

- ※令和元年5月1日現在の本区住民の区内施設利用人数は、4,192人
- ※令和元年5月1日現在の本区住民の区外施設利用人数は、537人
- ※令和元年5月1日現在の本区住民以外の区内施設利用人数は、1,247人

(4) 教育利用に係る量の見込みと確保方策

単位：人

令和2年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年齢	満3歳以上	4,314	615
	量の見込み	4,929		
確保 方策	教育・保育施設	1,754		
	その他	4,749		
確保合計		6,494		

令和3年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年齢	満3歳以上	4,402	636
	量の見込み	5,068		
確保 方策	教育・保育施設	1,754		
	その他	4,749		
確保合計		6,494		

令和4年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年齢	満3歳以上	4,370	623
	量の見込み	4,993		
確保 方策	教育・保育施設	1,754		
	その他	4,749		
確保合計		6,494		

令和5年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年齢	満3歳以上	4,360	621
	量の見込み	4,981		
確保 方策	教育・保育施設	1,754		
	その他	4,749		
確保合計		6,494		

令和6年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年齢	満3歳以上	4,394	626
	量の見込み	5,020		
確保 方策	教育・保育施設	1,754		
	その他	4,749		
確保合計		6,494		

※「確保方策」における「教育・保育施設（認定こども園・新制度に移行する幼稚園）」と「その他（幼稚園）」の確保数は、令和2年度当初見込みであり、計画期間内でそれぞれの数値は変動する可能性がある。

- ※令和元年5月1日現在の本区住民の区内施設利用人数は、4,192人
- ※令和元年5月1日現在の本区住民の区外施設利用人数は、537人
- ※令和元年5月1日現在の本区住民以外の区内施設利用人数は、1,247人

計画開始時点における新制度に移行する幼稚園の増加、及び幼稚園の認定こども園の移行による確保方策の内訳変更があったため、関係箇所に必要な修正を行った。

②西部地域

単位：人

令和2年度	支給認定区分	第2号		第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満		
			1・2歳	0歳	
	量の見込み	1,632	1,326	417	
		3,375			
確保 方法	教育・保育施設	2,114	1,142	326	
	地域型保育事業		126	29	
	その他	51	97	30	
	確保合計	2,165	1,365	385	
		3,915			

令和3年度	支給認定区分	第2号		第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満		
			1・2歳	0歳	
	量の見込み	1,598	1,351	419	
		3,368			
確保 方法	教育・保育施設	2,114	1,142	326	
	地域型保育事業		126	29	
	その他	51	97	30	
	確保合計	2,165	1,365	385	
		3,915			

令和4年度	支給認定区分	第2号		第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満		
			1・2歳	0歳	
	量の見込み	1,540	1,394	420	
		3,354			
確保 方法	教育・保育施設	2,151	1,178	343	
	地域型保育事業		138	35	
	その他	51	97	30	
	確保合計	2,202	1,413	408	
		4,023			

令和5年度	支給認定区分	第2号		第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満		
			1・2歳	0歳	
	量の見込み	1,544	1,399	422	
		3,365			
確保 方法	教育・保育施設	2,151	1,178	343	
	地域型保育事業		138	35	
	その他	51	97	30	
	確保合計	2,202	1,413	408	
		4,023			

令和6年度	支給認定区分	第2号		第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満		
			1・2歳	0歳	
	量の見込み	1,566	1,404	423	
		3,393			
確保 方法	教育・保育施設	2,151	1,178	343	
	地域型保育事業		138	35	
	その他	51	97	30	
	確保合計	2,202	1,413	408	
		4,023			

②西部地域

単位：人

令和2年度	支給認定区分	第2号		第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満		
			1・2歳	0歳	
	量の見込み	1,632	1,326	417	
		3,375			
確保 方法	教育・保育施設	2,114	1,142	326	
	地域型保育事業		126	29	
	その他	51	97	30	
	確保合計	2,165	1,365	385	
		3,914			

令和3年度	支給認定区分	第2号		第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満		
			1・2歳	0歳	
	量の見込み	1,598	1,351	419	
		3,368			
確保 方法	教育・保育施設	2,114	1,142	326	
	地域型保育事業		126	29	
	その他	51	97	30	
	確保合計	2,165	1,365	384	
		3,914			

令和4年度	支給認定区分	第2号		第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満		
			1・2歳	0歳	
	量の見込み	1,540	1,394	420	
		3,354			
確保 方法	教育・保育施設	2,151	1,178	343	
	地域型保育事業		138	34	
	その他	51	97	30	
	確保合計	2,202	1,413	407	
		4,022			

令和5年度	支給認定区分	第2号		第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満		
			1・2歳	0歳	
	量の見込み	1,544	1,399	422	
		3,365			
確保 方法	教育・保育施設	2,151	1,178	343	
	地域型保育事業		138	34	
	その他	51	97	30	
	確保合計	2,202	1,413	407	
		4,022			

令和6年度	支給認定区分	第2号		第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満		
			1・2歳	0歳	
	量の見込み	1,566	1,404	423	
		3,393			
確保 方法	教育・保育施設	2,151	1,178	343	
	地域型保育事業		138	34	
	その他	51	97	30	
	確保合計	2,202	1,413	407	
		4,022			

計画開始時点の定員数が、
素案作成時の想定人数から
変更があったため、関係箇
所に必要な修正を行った。

96
~97
(5) 保育利用に
係る量の見込みと
確保方策
②西部地域

③南部地域

単位：人

令和2年度	支給認定区分	第2号	第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満	
			1・2歳	0歳
	量の見込み	1,615	1,219	340
			3,174	
確保 方針	教育・保育施設	2,083	1,090	294
	地域型保育事業		125	27
	その他	20	51	10
	確保合計	2,103	1,266	331
			3,700	

令和3年度	支給認定区分	第2号	第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満	
			1・2歳	0歳
	量の見込み	1,652	1,303	357
			3,312	
確保 方針	教育・保育施設	2,122	1,115	300
	地域型保育事業		141	30
	その他	20	51	10
	確保合計	2,142	1,307	340
			3,789	

令和4年度	支給認定区分	第2号	第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満	
			1・2歳	0歳
	量の見込み	1,610	1,328	340
			3,278	
確保 方針	教育・保育施設	2,155	1,140	306
	地域型保育事業		141	30
	その他	20	51	10
	確保合計	2,175	1,332	346
			3,853	

令和5年度	支給認定区分	第2号	第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満	
			1・2歳	0歳
	量の見込み	1,588	1,286	340
			3,224	
確保 方針	教育・保育施設	2,155	1,140	306
	地域型保育事業		141	30
	その他	20	51	10
	確保合計	2,175	1,332	346
			3,853	

令和6年度	支給認定区分	第2号	第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満	
			1・2歳	0歳
	量の見込み	1,604	1,266	341
			3,211	
確保 方針	教育・保育施設	2,155	1,140	306
	地域型保育事業		141	30
	その他	20	51	10
	確保合計	2,175	1,332	346
			3,853	

③南部地域

単位：人

令和2年度	支給認定区分	第2号	第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満	
			1・2歳	0歳
	量の見込み	1,615	1,219	340
			3,174	
確保 方針	教育・保育施設	2,113	1,070	298
	地域型保育事業		125	27
	その他	20	51	10
	確保合計	2,133	1,246	325
			3,704	

令和3年度	支給認定区分	第2号	第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満	
			1・2歳	0歳
	量の見込み	1,652	1,303	357
			3,312	
確保 方針	教育・保育施設	2,179	1,112	300
	地域型保育事業		141	30
	その他	20	51	10
	確保合計	2,199	1,304	340
			3,848	

令和4年度	支給認定区分	第2号	第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満	
			1・2歳	0歳
	量の見込み	1,610	1,328	340
			3,278	
確保 方針	教育・保育施設	2,212	1,137	306
	地域型保育事業		141	30
	その他	20	51	10
	確保合計	2,232	1,329	346
			3,907	

令和5年度	支給認定区分	第2号	第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満	
			1・2歳	0歳
	量の見込み	1,588	1,286	340
			3,224	
確保 方針	教育・保育施設	2,212	1,137	306
	地域型保育事業		141	30
	その他	20	51	10
	確保合計	2,232	1,329	346
			3,907	

令和6年度	支給認定区分	第2号	第3号	
	年 齢	満3歳以上	満3歳未満	
			1・2歳	0歳
	量の見込み	1,604	1,266	341
			3,211	
確保 方針	教育・保育施設	2,212	1,137	306
	地域型保育事業		141	30
	その他	20	51	10
	確保合計	2,232	1,329	346
			3,907	

98
~99

(5) 保育利用に係る量の見込みと確保方針
③南部地域

計画開始時点の定員数が、素案作成時の想定人数から変更があったため、関係箇所に必要な修正を行った。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策
 (1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要

事業名	目標単位	計画 開始時	令和 2年度	令和 6年度	増減	
1 利用者支援事業	特定型	施設数	1	1	1	0
	母子保健型	施設数	12	12	12	0
2 時間外保育事業	施設数	107	114	127	20	
3 放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)	入会児童数	4,775	4,875	5,278	503	
4 子育て短期支援事業	ショートステイ 事業	施設数	1	1	1	0
	トワイライト ステイ事業	施設数	1	1	1	0
5 地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	施設数	51	52	53	2	
6 一時預かり事業	幼稚園等	施設数	29	29	29	0
	保育所等	施設数	36	37	39	3
7 病児・病後児保育事業	施設数	11	11	12	1	
8 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	年間延べ利用人数	2,159	2,325	2,325	166	
9 乳児家庭全戸訪問事業 (こんちね赤ちゃん訪問事業)	訪問指導員数	23	23	23	0	
10 養育支援訪問事業	事業者数	6	6	6	0	
11 妊婦健康診査事業	妊婦健康診査回数	14	14	14	0	
	超音波検査回数	1	1	2	1	
12 実費徴収に係る補正給付を行う事業	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、 副食費の免除対象者分の補助として活用					
13 多様な主体の参入促進事業	民間事業者による 保育所等設置件数	-	7	13	20	

※計画開始時の学童保育クラブ入会児童数は、平成 31 年 4 月 1 日現在
 ※計画開始時の子育て援助活動支援事業の年間延べ利用人数は、平成 29 年度実績

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要

事業名	目標単位	計画 開始時	令和 2年度	令和 6年度	増減	
1 利用者支援事業	特定型	施設数	1	1	1	0
	母子保健型	施設数	12	12	12	0
2 時間外保育事業	施設数	106	113	127	21	
3 放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)	入会児童数	4,775	4,875	5,278	503	
4 子育て短期支援事業	ショートステイ 事業	施設数	1	1	1	0
	トワイライト ステイ事業	施設数	1	1	1	0
5 地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	施設数	51	52	53	2	
6 一時預かり事業	幼稚園等	施設数	29	29	29	0
	保育所等	施設数	36	37	39	3
7 病児・病後児保育事業	施設数	11	11	12	1	
8 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	年間延べ利用人数	2,159	2,325	2,325	166	
9 乳児家庭全戸訪問事業 (こんちね赤ちゃん訪問事業)	訪問指導員数	23	23	23	0	
10 養育支援訪問事業	事業者数	6	6	6	0	
11 妊婦健康診査事業	妊婦健康診査回数	14	14	14	0	
	超音波検査回数	1	2	2	1	
12 実費徴収に係る補正給付を行う事業	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、 副食費の免除対象者分の補助として活用					
13 多様な主体の参入促進事業	民間事業者による 保育所等設置件数	-	7	13	20	

※計画開始時の学童保育クラブ入会児童数は、平成 31 年 4 月 1 日現在
 ※計画開始時の子育て援助活動支援事業の年間延べ利用人数は、平成 29 年度実績

計画開始時点の時間外保育事業実施施設数が、素案作成時の想定施設数から変更があったため、関係箇所に必要な修正を行った。また、令和 2 年度当初予算の議決が前提となるが、妊婦健康診査事業における超音波検査回数について、令和 2 年度から 1 回から 2 回になるため修正した。

103

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策
 (2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策)

事業名		実施時期(年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	利用者支援事業	特定型 量の見込み (施設数)	1	1	1	1	1	
		確保方策 (施設数)	1	1	1	1	1	
	母子保健型	量の見込み (施設数)	12	12	12	12	12	
		確保方策 (施設数)	12	12	12	12	12	
2	時間外保育事業	量の見込み (人)	3,388	3,388	3,388	3,388	3,388	
		(施設数)	127	127	127	127	127	
		確保方策 (施設数)	114	123	127	127	127	
3	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)	量の見込み (人)	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	
		内訳	小学校1年生	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757
			小学校2年生	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
			小学校3年生	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293
			小学校4年生	449	449	449	449	449
			小学校5年生	100	100	100	100	100
			小学校6年生	32	32	32	32	32
		確保方策 (人)	4,875	4,975	5,075	5,175	5,278	
4	子育て短期支援事業	量の見込み (延べ人数)	604	604	604	604	604	
		確保方策 (延べ人数)	1,795	1,795	1,795	1,795	1,795	
			(施設数)	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ事業	量の見込み (延べ人数)	244	244	244	244	244	
		確保方策 (延べ人数)	3,590	3,590	3,590	3,590	3,590	
			(施設数)	1	1	1	1	1
5	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	量の見込み (延べ人数)	206,700	206,700	206,700	206,700	206,700	
		(施設数)	53	53	53	53	53	
		確保方策 (施設数)	52	52	52	53	53	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策)

事業名		実施時期(年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	利用者支援事業	特定型 量の見込み (施設数)	1	1	1	1	1	
		確保方策 (施設数)	1	1	1	1	1	
	母子保健型	量の見込み (施設数)	12	12	12	12	12	
		確保方策 (施設数)	12	12	12	12	12	
2	時間外保育事業	量の見込み (人)	3,388	3,388	3,388	3,388	3,388	
		(施設数)	127	127	127	127	127	
		確保方策 (施設数)	113	123	127	127	127	
3	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)	量の見込み (人)	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278	
		内訳	小学校1年生	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757
			小学校2年生	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
			小学校3年生	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293
			小学校4年生	449	449	449	449	449
			小学校5年生	100	100	100	100	100
			小学校6年生	32	32	32	32	32
		確保方策 (人)	4,875	4,975	5,075	5,175	5,278	
4	子育て短期支援事業	量の見込み (延べ人数)	604	604	604	604	604	
		確保方策 (延べ人数)	1,795	1,795	1,795	1,795	1,795	
			(施設数)	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ事業	量の見込み (延べ人数)	244	244	244	244	244	
		確保方策 (延べ人数)	3,590	3,590	3,590	3,590	3,590	
			(施設数)	1	1	1	1	1
5	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	量の見込み (延べ人数)	206,700	206,700	206,700	206,700	206,700	
		(施設数)	53	53	53	53	53	
		確保方策 (施設数)	52	52	52	53	53	

計画開始時点の時間外保育事業実施施設数が、素案作成時の想定施設数から変更があったため、関係箇所に必要な修正を行った。

104

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策
 (2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策)

事業名	実施時期(年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
6 一時保育事業	幼稚園等	量の見込み(延べ人数)	185,751	185,751	185,751	185,751	185,751
		内定期利用児童(延べ人数)	26,250	26,250	26,250	26,250	26,250
		確保方策(延べ人数)	124,854	140,078	155,302	170,526	185,751
	保育所等	量の見込み(延べ人数)	28,860	28,860	28,860	28,860	28,860
		確保方策(延べ人数)	27,380	28,120	28,120	28,860	28,860
		(施設数)	29	29	29	29	29
7 育児・病後児保育事業	量の見込み(延べ人数)	4,065	4,065	4,065	4,065	4,065	
	確保方策(延べ人数)	10,368	11,328	11,328	11,328	11,328	
	(施設数)	11	12	12	12	12	
8 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み(延べ人数)	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	
	確保方策(延べ人数)	1,159	1,159	1,159	1,159	1,159	
	(延べ人数)	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	
9 乳児家庭全戸訪問事業(こどもおはかちゃん訪問事業)	量の見込み(人)	3,602	3,787	3,614	3,621	3,630	
	確保方策(訪問件数)	23	23	23	23	23	
10 子育て支援員事業	量の見込み(延べ人数)	489	489	489	489	489	
	(事業数)	6	6	6	6	6	
	確保方策(事業数)	6	6	6	6	6	
11 妊婦健康診査事業	量の見込み(初回診察)	3,787	3,614	3,621	3,630	3,644	
	確保方策(初回診察実施回数)	14	14	14	14	14	
	(妊婦健康診査実施回数)	1	2	2	2	2	
12 実費徴収に係る補正給付を行う事業	確保方策(実施内容)	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、副食費の免除対象者分の補助として活用					
13 多様な主体の参入促進事業	量の見込み(民間事業者による保育所等設置件数)	7	9	4	0	0	
	確保方策(民間事業者による保育所等設置件数)	7	9	4	0	0	

事業名	実施時期(年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
6 一時保育事業	幼稚園等	量の見込み(延べ人数)	185,751	185,751	185,751	185,751	185,751
		内定期利用児童(延べ人数)	26,250	26,250	26,250	26,250	26,250
		確保方策(延べ人数)	124,854	140,078	155,302	170,526	185,751
	保育所等	量の見込み(延べ人数)	28,860	28,860	28,860	28,860	28,860
		確保方策(延べ人数)	27,380	28,120	28,120	28,860	28,860
		(施設数)	29	29	29	29	29
7 育児・病後児保育事業	量の見込み(延べ人数)	4,065	4,065	4,065	4,065	4,065	
	確保方策(延べ人数)	10,368	11,328	11,328	11,328	11,328	
	(施設数)	11	12	12	12	12	
8 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み(延べ人数)	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	
	確保方策(延べ人数)	1,159	1,159	1,159	1,159	1,159	
	(延べ人数)	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	
9 乳児家庭全戸訪問事業(こどもおはかちゃん訪問事業)	量の見込み(人)	3,602	3,787	3,614	3,621	3,630	
	確保方策(訪問件数)	23	23	23	23	23	
10 子育て支援員事業	量の見込み(延べ人数)	489	489	489	489	489	
	(事業数)	6	6	6	6	6	
	確保方策(事業数)	6	6	6	6	6	
11 妊婦健康診査事業	量の見込み(初回診察)	3,787	3,614	3,621	3,630	3,644	
	確保方策(初回診察実施回数)	14	14	14	14	14	
	(妊婦健康診査実施回数)	2	2	2	2	2	
12 実費徴収に係る補正給付を行う事業	確保方策(実施内容)	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、副食費の免除対象者分の補助として活用					
13 多様な主体の参入促進事業	量の見込み(民間事業者による保育所等設置件数)	7	9	4	0	0	
	確保方策(民間事業者による保育所等設置件数)	7	9	4	0	0	

令和2年度当初予算の議決が前提となるが、妊婦健康診査事業における超音波検査回数について、令和2年度から1回から2回になるため修正した。

108	第6章 計画の推進体制 5. その他	本計画は、葛飾区基本計画における「重要プロジェクト」や「基本目標別計画」等の全庁の取組を踏まえて推進していきます。	本計画は、葛飾区基本計画における「重要プロジェクト」や「基本目標別計画」等の全庁の取組や、「 <u>（仮称）第三期葛飾区子ども・子育て支援事業計画</u> 」との <u>一体化を検討している「葛飾区子ども・若者計画」における、計画の基本的な方向性</u> 等を踏まえて推進していきます。	「葛飾区子ども・若者計画」との連携について、分かりやすい表現に修正した。										
111	参考資料 1. 計画の策定経過 ＜議会報告＞	記載なし	<p>＜議会報告＞</p> <table border="1" data-bbox="1099 448 1738 687"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 448 1285 480">開催年月</th> <th data-bbox="1285 448 1462 480">議題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 480 1285 520">保健審議会</td> <td data-bbox="1285 480 1462 520">平成30年7月18日(水)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 520 1285 560">保健審議会</td> <td data-bbox="1285 520 1462 560">平成31年4月10日(水)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 560 1285 600">保健審議会</td> <td data-bbox="1285 560 1462 600">令和元年6月7日(金)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 600 1285 687">保健審議会</td> <td data-bbox="1285 600 1462 687">令和元年12月2日(月)</td> </tr> </tbody> </table>	開催年月	議題	保健審議会	平成30年7月18日(水)	保健審議会	平成31年4月10日(水)	保健審議会	令和元年6月7日(金)	保健審議会	令和元年12月2日(月)	策定経過を更新した。
開催年月	議題													
保健審議会	平成30年7月18日(水)													
保健審議会	平成31年4月10日(水)													
保健審議会	令和元年6月7日(金)													
保健審議会	令和元年12月2日(月)													
112	参考資料 1. 計画の策定経過 ＜パブリック・コメント＞	記載なし	<p>＜パブリック・コメント＞</p> <table border="1" data-bbox="1122 767 1738 1078"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 767 1211 807">実施期間</td> <td data-bbox="1211 767 1738 807">令和元年12月16日(月)～令和2年1月14日(火)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 807 1211 999">実施場所</td> <td data-bbox="1211 807 1738 999">育成課窓口、区政情報コーナー、区民事務所・区民サービスコーナー、図書館、保健所、保健センター、男女平等推進センター、シニア活動支援センター、ウェルビアカツシカ、児童館、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）、子ども総合センター、金町子どもセンター（計237か所） 並びに区公式ホームページ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 999 1211 1038">意見提出者</td> <td data-bbox="1211 999 1738 1038">16人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1038 1211 1078">意見総数</td> <td data-bbox="1211 1038 1738 1078">45件</td> </tr> </tbody> </table>	実施期間	令和元年12月16日(月)～令和2年1月14日(火)	実施場所	育成課窓口、区政情報コーナー、区民事務所・区民サービスコーナー、図書館、保健所、保健センター、男女平等推進センター、シニア活動支援センター、ウェルビアカツシカ、児童館、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）、子ども総合センター、金町子どもセンター（計237か所） 並びに区公式ホームページ	意見提出者	16人	意見総数	45件	パブリック・コメントの結果を記載した。		
実施期間	令和元年12月16日(月)～令和2年1月14日(火)													
実施場所	育成課窓口、区政情報コーナー、区民事務所・区民サービスコーナー、図書館、保健所、保健センター、男女平等推進センター、シニア活動支援センター、ウェルビアカツシカ、児童館、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）、子ども総合センター、金町子どもセンター（計237か所） 並びに区公式ホームページ													
意見提出者	16人													
意見総数	45件													